

◎新潟県告示第1070号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、三条市の特定計量器定期検査を次のとおり実施する。

平成25年9月6日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 検査の対象となる特定計量器

計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号に規定する特定計量器

2 定期検査を行う期日、場所及び区域

検査日時		検査場所	検査区域等
10月15日（火）	午前10時から正午まで 午後1時から3時30分まで	勤労青少年ホーム 「ソレイユ三条」	三条市全域
10月16日（水）			
10月17日（木）			
10月18日（金）			
10月21日（月）		三条市役所下田庁舎前車庫	
10月22日（火）		三条市役所栄庁舎前車庫	
10月23日（水）		三条市役所第2庁舎101会議室	
10月24日（木）			
10月25日（金）			
10月28日（月）			
10月29日（火）			
10月30日（水）			
10月31日（木）			
11月1日から平成26年3月15日まで。ただし、土・日曜日及び祝日並びに12月30日、31日、1月2日、3日を除く。	午前9時30分から正午まで 午後1時から3時30分まで	新潟県計量検定所	上記の未受検者
		特定計量器の所在の場所	特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項に規定する特定計量器

3 実施機関

新潟県指定定期検査機関 一般社団法人新潟県計量協会